

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成29年7月20日(2017.7.20)

【公開番号】特開2017-100134(P2017-100134A)

【公開日】平成29年6月8日(2017.6.8)

【年通号数】公開・登録公報2017-021

【出願番号】特願2017-31534(P2017-31534)

【国際特許分類】

B 01 D 46/04 (2006.01)

【F I】

B 01 D 46/04 103

【手続補正書】

【提出日】平成29年5月26日(2017.5.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

バグフィルターの逆洗に用いる空気增幅装置と、当該空気增幅装置に圧縮空気を導入する一本の圧縮空気導入管と、当該空気增幅装置を固定する一本の固定手段とを備えたバグフィルター用空気增幅システムであって、

(A) 前記空気增幅装置は、

圧縮された空気を導入する圧縮空気導入口と、該圧縮空気導入口が一部に設けられ、前記圧縮空気導入口以外の部分が略平板状の底壁部と、圧縮空気を空気增幅部へ噴射する圧縮空気噴射孔と、前記圧縮空気導入口から導入された圧縮空気を前記圧縮空気噴射孔へ誘導する湾曲状の圧縮空気誘導壁と、前記底壁部と前記圧縮空気誘導壁とで形成され、前記圧縮空気導入口から導入された圧縮空気が通流する、垂直方向の断面が略上半円状の圧縮空気通流部と、が備えられた圧縮空気導入部と、を備えており、

外側へ向かって広がるR状傾斜面と、該R状傾斜面に連設して外部の空気を誘引する外部空気誘引口と、増幅された空気を排出する増幅空気排出口と、前記外部空気誘引口から前記増幅空気排出口へ渡って設けられた筒状の側壁と、が備えられた空気增幅部と、を備え、

(B) 前記一本の圧縮空気導入管は、

前記空気增幅装置の前記圧縮空気導入部へ圧縮空気を導入し、

(C) さらに、前記一本の固定手段は、

前記空気增幅装置の水平性を保つように当該空気增幅装置を固定するものであることを特徴とするバグフィルター用空気增幅装置システム。

【請求項2】

前記空気增幅装置の前記圧縮空気導入部の前記圧縮空気導入管との接続面と、前記圧縮空気導入管の前記圧縮空気導入部との接続面とが、互いに平行に形成された請求項1記載のバグフィルター用空気增幅システム。

【請求項3】

前記空気增幅装置の前記圧縮空気導入部と前記圧縮空気導入管との接続部が、パッキンにてシールされた請求項2記載のバグフィルター用空気增幅システム。

【請求項4】

前記空気增幅装置の前記圧縮空気導入部と前記圧縮空気導入管との接続部に、前記圧縮

空気導入管から前記圧縮空気導入部への圧縮空気の導入を誘導する圧縮空気誘導板が備えられた請求項1から3のいずれか一項に記載のバグフィルター用空気増幅システム。